



さくら

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集発行人
 パワーアライアンス税理士法人
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

4月

(卯月) APRIL
 29日・昭和の日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| . | . | . | . | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | . |

ワンポイント サラ金並みの? 延滞税

国税の延滞税の税率は、法定納期限の翌日から①2か月を経過する日までは「年7.3%」と「前年の11月30日の日銀が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合、②2か月経過後は年14.6%の2段階になっています。利息制限法の上限金利は、貸付額に応じて15~20%ですのでサラ金並みの高金利と言えます。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月12日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 4月30日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税 (都市計画税) の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告 (1月~3月分) 4月30日

採用面接に係る質問例

採用選考試験の中で最も重要なウエイトを占めるのが面接です。面接は、適切な質問をしながら、公正、客観的に応募者の理解力、行動力を判断し、個人の適性、能力などについて総合的な評価を行うものです。そのため、事前に十分に準備し、面接で見べきもの（適性、能力に係る項目や内容、判定基準の統一・明確化）を定めておく必要があります。

以下、某労働局の具体例を参考に、主に新卒者を対象とした質問例を掲げます。

(1) 導入

面接にあたり、応募者の緊張感をほぐすため、応募者が答えやすい身近な問題から質問を始

(2) 本質問1

応募者の適性・能力を判定するための質問です。自社をどの

- ・ 大変お待たせしました。どうぞ（いすに）掛けて下さい。
- ・ お名前は〇〇さんですね。
- ・ 応募者が多いので驚いたでしょうが、気にしないで自分の考えを存分に述べて下さい。
- ・ 夕べはぐっすり眠れましたか。
- ・ 早朝からご苦勞さまでした。今朝は何時頃に起きられたのですか。
- ・ 試験の夢などは見ませんでしたか。
- ・ 筆記試験は難しかったですか。
- ・ 待っている間、どんなことを考えていましたか。

(3) 本質問2

配置予定の職務に必要な適性の要素を質問し、回答の内容、様子（考え方）から本人の適性及び職務についての自信などを判断します。

- ・ 自分の得意とする学科（科目）は何ですか。
- ・ 自分のセールスポイントはどんなところだと思いますか。
- ・ 初対面の人の顔を覚えるのは得意ですか、それとも苦手ですか。

(4) 情報交換

従事する職務の内容、残業の有無、勤務形態、転勤、賃金等労働条件を説明し、本人の意志の強さを判断します。

- ・ 一カ月に〇日くらい出張がありますか、よろしいですか。
- ・ 一カ月に〇時間くらい残業がありますか、大丈夫ですか。
- ・ 三交替勤務で時間が不規則に



程度理解しての応募か、また本人自らの適性・能力と結びつけて応募したものであるかについて判断します。

- ・ 当社の第一印象はどうでしたか。
- ・ あなたが、当社への就職を希望されたのは、どんな理由からですか。
- ・ 当社を受験するに当たり、多少当社のことを調べてみましたか。
- ・ 採用された場合、どんな仕事をしてみたいと思いますか。
- ・ 当社に対して、どんな感じ（イメージ）を持っていますか。

会社や家庭を訪問し、契約を取ったり、品物を販売するような場合、初めての人と話をするのが苦になりませんか。

- ・ 仕事は、一日の大半を立って（座って）することにになりますか、大丈夫ですか。
- ・ 細かい数字を計算する仕事が多いですが、数字の扱いには自信がありますか。
- ・ 何か特技・資格はお持ちですか（ある場合は、その種類と取得時期などを質問）。
- ・ 何か趣味はありますか。
- ・ 残業があったりしますが、大丈夫ですか。

専門的職業、技能工の採用の場合には、この他にその職務についての専門的な質問をします。

なりませんが、通勤は大丈夫ですか。

・県内・県外の営業所へ転勤することがありますが、よろしいですか。

・当社には寮がありません（○
○町にはあります）が、どう
されますか。

・入社された場合、希望・条件
などありますか。

・こちらからお尋ねすることは
以上ですが、何か質問または
疑問点がありますか。

(5) 最後に

気持ちを張り続けていた応募
者の心を察して、労をねぎらう
言葉をかけるとよいでしょう。

・いろいろ聞かせていただき有
り難うございました。それで
はこれで面接は終わります。

・採否結果は、○日までに書面
で連絡します。本日はご苦労
様でした。

留意すべき質問(例)

次に掲げるような質問は、結
果的に就職差別につながるおそ
れがありますので、留意すべき
でしょう。

(1) 本籍に関する質問
・本籍はどこですか。

・ご両親はどこ出身ですか。
・本籍地と現住所が異なるよ
うですが、どうしてですか。

・現住所地にはいつ頃から住
んでいるのですか。
・これ以前はどこに住んでいま
したか。

(2) 住居とその環境、家族関係
に関する質問

・あなたの住んでいる地域は、
どんな環境ですか。

・最寄り駅からあなたの自宅ま
での略図を書いて下さい。

・家の付近で目印となるような
ものはありますか。

・あなたの家庭はどんな雰囲気
ですか。

・転校した経験がありますか。
その理由は何ですか。

・お父さんがいないようですが、
どうしたのですか。

・お父さんは病死ですか。死因
は何ですか。

・お父さんが養父となっていま
すが、詳しく話して下さい。

(3) 家族の職業・地位・収入に
関する質問

・あなたの家は何をしています
か（家業は何ですか）。

・ご両親の勤務先はどこですか。
・お父さんの現在の役職は何で
すか。

・世帯の収入はどれくらいあり
ますか。

・お母さんは専業主婦ですか。

・あなたの学費は誰が出しまし
たか。

(4) 資産に関する質問

・住んでいる家は持ち家ですか。
・その家は一戸建ですか。

・あなたの家にはどのくらい
不動産（田畑、山林、土地）
がありますか。

(5) 思想・信条、尊敬する人物、
宗教、支持政党等に関する質問

・将来、どんな人になりたいと
思いますか。

・尊敬する人物がいますか。
・自分の生き方についてどう考
えていますか。

・あなたの家の宗教は何ですか。
・神や仏を信じていますか。

・政治や政党に関心があります

か。
・あなたの家族は、何党を支持
していますか。

・労働組合をどう思いますか。
・今の社会状況をどう思います
か。

・学校外で何らかの団体に加入
していたことがありますか。

・どんな本を愛読していますか。

・あなたの家では、何新聞を
読んでいますか。

(6) 一方の性に限定しての質問

・学生時代は自宅通学でしたか。

・何歳くらいまで働きますか。

・結婚、出産しても働き続けら
れますか。

・今、おつきあいしている方は
いますか。

・結婚の予定はありますか。
・出産の予定はありますか。

【なぜ留意すべきなのか】
たとえば、家の付近の目印や
略図を書かせるのは、通勤経路
の把握などを理由にして、

ため、なぜダメなのかと疑問に思
われるかもしれませんが、これ
らのことは選考段階では全く必
要がなく、身元調査にもつな
がるからです。

被保険者が法人の役員である 場合の確認書類が明確化

厚生年金保険の被保険者が、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役等法人の役員である場合の「被保険者資格喪失届」及び「被保険者報酬月額変更届」について、不適正な遡及訂正の発生防止を徹底させるために、届出に係る事実関係を確認する添付書類が厳正かつ明確化されました。また、同時にその他の法人の役員については、これに相当する書類とされました。

(1) 被保険者資格喪失届に係るもの

被保険者資格喪失届の「④資格喪失年月日」に記入した日付が、受付年月日より60日以上遡る場合の確認書類が次のいずれかとされました。

- ① 株主総会の議事録
- ② 役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写し

(2) 報酬月額変更届（随時改定）に係るもの

報酬月額変更届の「②改定年月」に記入した年月の初日（1日）が受付年月日より60日以上遡る場合は、報酬訂正の事実発生年月日を確認するための資料として次のうちのいずれかひとつの写し及び固定的賃金の変動があった月の前月以降の所得税源泉徴収簿または賃金台帳の該当部分の写しとされました。

- ① 株主総会または取締役会の議事録
- ② 代表取締役等による報酬決定通知書
- ③ 役員間の報酬協議書
- ④ 債権放棄を証する書類

(3) 標準報酬月額を大幅に（5等級以上）引き下げる（随時改定）場合

この場合の届出の事実関係を確認するための書類が、前記(2)と同様①～④のうちのいずれかひとつの写し及び固定的賃金の変動があった月の前月以降の所得税源泉徴収簿または賃金台帳の該当部分の写しとされました。

年金を受けている人が亡くなったとき

老齢年金・障害年金・遺族年金の受給権者が死亡すると、その死亡した人に支給すべき年金でまだ支給していないものが未支給の年金として、その遺族に支給されます。

年金は、支給すべき理由が生じた月の翌月から、死亡したときなど「権利が消滅した月」までの間、偶数月に、それぞれ前二カ月分がまとめて支給される

ことになっていきますので、必ず未支給の年金（たとえば死亡月が三月の場合、四月に支給されるはずであった二月・三月分）が発生します。

これを受けられる遺族は、配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹（年齢要件はない）であって、その人の死亡当時その人と生計を同じくしていた人です。

パート労働者に係る36協定

使用者が法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超えて時間外労働や休日労働をさせるためには、36協定を締結しなければなりません。この協定は、事業場を単位に、使用者とその労働者の過半数で組織する労働組合または過半数を代表する労働者との間で締結します。

ここでいう労働者にはパート労働者も含まれますので、過半数組合がある場合は、その組合が締結した協定によりパート労働者の時間外労働や休日労働についても36協定が締結されていますこととなりますが、過半数代表者の場合は、労働者全員の挙手または投票などで選出する必要があります。パート労働者もこれに含めなければなりません。

実際には、パート労働者が多い事業場では正社員だけでは過半数組合の要件を満たせないことが多いので、パート労働者を含めて過半数代表者の選任をしなければならないこととなります。